

令和5年 第7回教育委員会 会議録

日 時	令和5年5月16日（火） 午前9時00分～午前10時40分
場 所	向日市役所 第10会議室
出席委員	永野教育長、松本委員、中野委員、畠山委員
事 務 局	教育部長、教育監兼総括指導主事、学校教育課長、学校教育課担当課長兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、学校教育課主幹兼総括指導主事、生涯学習課長、教育総務課長、文化財調査事務所長、図書館長、中央公民館長、文化資料館担当課長、教育総務課副課長、教育総務課主任
議 題	議案第11号 向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について 委員会諸報告 議案第12号 向日市議会令和5年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について
傍 聴 者	なし
教育長	開会宣言
教育長	会議規則の規定により、第6回会議録の承認について諮る。 （全員異議なし）
教育長	会議録は承認された。 本日はまず、議案第11号「向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」を上程する。
事務局	― 向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について ― 本議案は、職員の定年引き上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例の制定に伴い、向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正するもので、教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により、教育委員会の議決を求めるものである。 改正内容は資料3枚目の新旧対照表のとおり、第5条に、「条例第31条の規定による定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、校長が職員ごとに定める。」を追加するものである。 この規則は公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 【質疑等】

委員	「定年前再任用短時間勤務」とは、どういう状況を指す用語か。
事務局	60歳以降に退職した職員が本人の希望により、短時間勤務の職で再任用することができる制度で、これまでは「再任用短時間勤務職員」とされていた。 法律の改正があり、定年が延びることに伴い、「定年前再任用短時間勤務職員」が制度化された。 中身については、これまでの「再任用短時間勤務職員」と同様である。
教育長	定年年齢が順次65歳まで引き上げられており、今までは60歳で定年を超えてからが再任用であったが、定年の引き上げに伴い、定年前からもう再任用というものを選べるということである。
事務局	京都府の方については改正で、再任用短時間勤務職員のところに、定年前再任用短時間勤務職員も追加の改正をしていたが、本市の場合は、この部分が入っていなかったため、新たに追加するというので、今回あわせて改正を行っている。
教育長	議案第11号「向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第11号は承認された。 次に、委員会諸報告として、「教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和4年4月～令和5年5月）」報告願う。
事務局	― 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和4年4月～令和5年5月） ― 資料別紙1は、国、京都府教育委員会が要する対策と、その下に、本市教育委員会の対応について、保護者への通知文書の発出状況と、小中学校の行事等として、緑色で春季・夏季・冬季休業期間、オレンジ色で始業式、終業式、入学式、卒業式、紫色で修学旅行と宿泊学習等を示している。 別紙1の2枚目は、同様に、国や京都府の対応に加え、向日市の対応と各社会教育施設の対応を、時系列で示している。 別紙2は、この間の、各施設等の対応状況についてまとめている。 京都府では令和4年1月以降に、オミクロン株による感染が急拡大をしている状況を踏まえ、昨年1月27日から、京都府にまん延防止等重点

措置が適用されるとともに、2回にわたって重点措置期間が延長され、3月21日まで適用されたところであり、この間、本市の小中学校において、多くの児童生徒の感染が確認された。

まん延防止等重点措置が3月21日に仮解除され、7月上旬までは感染状況も比較的落ち着いていたが、7月中旬から、本市の小中学校では、1週間で100人を超えるような感染状況になったため、7月以降、各学校とも学級閉鎖を余儀なくされた。

そしてこの間、学校での感染防止体制を徹底するために、夏季休業期間における感染症対策の徹底や、国からのマスクの着用における考え方や、濃厚接触者の待機期間の見直しなど、国から発出された、感染防止対策の変更点や考え方について、その都度、校長会で確認をするとともに、保護者に通知をし、保護者の方の理解と協力を求めながら、感染症防止対策、感染防止に努めてきたところである。

2学期に入り、11月下旬頃までは比較的感染状況は減少傾向となってきたが、11月下旬以降再び、1週間あたり50人前後の感染が確認されるような状況になった。

令和4年度の修学旅行・宿泊学習は、各学校ともこの間にうまく予定され、全学校とも予定通りに実施することができた。

この間、体育大会についても、各学校ともしっかり感染防止対策を図りながら、また昨年同様、演目の工夫や時間短縮などを行い、無事にすべて予定通りに開催できた。

年が明けてから令和5年2月上旬頃までは、1週間の感染者数が20から30人という状況が続き、2月下旬頃からは1週間で5人前後の感染が確認され、3月下旬からは感染者数が減り、ほぼ感染者が確認されない状況となった。

本年2月10日、感染症法上の位置付けが5月8日から第5類に移行することを踏まえ、国から児童生徒の卒業式における考え方について、卒業式での児童生徒の入退場時に、マスクを外しても差し支えないとする通知が発出され、本市においてもこの通知に基づき卒業式を行った。

4月1日からについては、マスクの着用を求めないことを基本とする考えが国から示され、3月24日と、3月31日にそれぞれ保護者に通知した。

4月28日に、文部科学省から5類感染症への移行後の学校における感染症対策について通知が発出され、本市においても、この通知に基づき、5月2日、保護者に通知を行った。

以上が、この間の教育活動における対応である。

留守家庭児童会については、しっかりとこの間の感染症防止対策を徹底しており、特に感染症により留守家庭児童会を休会するようなことはなかった。

	別紙１の２枚目、社会教育施設については、まん延防止等重点措置が解除された後、しっかりと各施設とも感染防止対策を講じながら開館し、行事を開催した。 そして、５月８日に感染症法上２類から５類に移行し、資料の冒頭右側のとおり、５月８日付で国の新型コロナウイルス感染症対策本部も廃止され、それに伴い京都府の新型コロナウイルス感染症対策本部が廃止された。 本市においても同日をもって、本市の新型コロナウイルス感染症対策本部を廃止している。 以上が、令和４年度の対応状況である。 【質疑等】
教育長	令和２年以降、ずっとこういう形で経過をまとめてきており、引き続いてのまとめということであった。
委員	学習活動の中で、音楽については、感染症対策をした上で実施との記載があるが、合唱やリコーダーの演奏はまだ難しい状況か。 具体的にはどんな感染症対策をしているか。
事務局	本年５月８日以降の感染症対策では、これまで行っていた感染症対策は一旦終わり、基本的にはすべて今まで通り、コロナ禍以前と同じ状況で授業を行っている。 ただし、例えば音楽室であれば、換気は十分に行っている状況である。 一般的な感染症対策ということで、多くの児童生徒が入る特別教室の場合は、教室に入る前の手洗いと、十分な２方向以上の換気、特に廊下側もしっかり窓を開けた上で、廊下の外の窓も開けるという形で、感染症対策を行っている。
教育長	本年４月１日以降はマスクの着用を求めないということのため、そういった対策で、外から見ると、従前と同じということかと思う。 記録としてとどめておくということだが、学級閉鎖の状況をずっと報告してきたので、その数値などは、別途、まとめておいた方がよいと思う。 この３年間で、全国一斉臨時休業に始まり、これだけ多くの学校が臨時休業したことはないため、それはやはり記録としては非常に貴重なものであり、残すべきものであると思う。 このほか、学校も大変な対応をして、本当に頑張って子どもたちの学びの保障に努め、各教育機関も感染対策を講じて、できる限りそれぞれの事業が実施できるように努めていただいた。

教育長	次に、「年間入館者数について（図書館・天文館・文化資料館・文化財調査事務所）」報告願う。
事務局	— 年間入館者数について（図書館・天文館・文化資料館・文化財調査事務所） — 図書館では、令和４年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症対策を実施した上で開館した。 具体的には、図書館内の閲覧席は、身体的距離を確保した配置に変更し、換気などの徹底を行った。 また、おはなし会や文学講座などの読書推進事業については、時間短縮と参加人数制限、あるいは開催方法の変更を行うなどして、令和２年度及び３年度に中止していた行事をほぼ再開することができた。 加えて、市制施行５０周年事業としての講座や講演会なども行った。 その結果、資料のとおり、令和４年度の年間の貸出数は２９４，９４１点あり、コロナ需要で飛躍的に貸し出しが増加した令和３年度と比べると残念ながら約４％減少したが、貸出者数は８４，６６４人で、令和３年度とほぼ同じであった。 増加が止まっている原因については、コロナによる外出自粛要請がなくなったことで、巣ごもり需要が減少したこと、インターネットを使って予約した図書の受け取りのみの来館が増えていることなどが考えられる。 令和５年度については、来館した方が思わず図書を手に取り貸し出しに繋がるよう、図書の展示に工夫を行い、引き続き利用促進に努める。
教育長	次に、天文館から報告願う。
事務局	天文館はコロナ禍に入って、資料に示しているとおりが、やはり観覧者の数は減っていき、令和４年度も５，２４６人と、引き続き少ない状態であった。 今年から感染症法上５類に移行したということで、コロナ前の水準に回復していくよう努めて参りたい。 その他、大きく変化のあったことは特にない。
教育長	次に、文化資料館から報告願う。
事務局	文化資料館の過去５年間の入館者数を一覧表にしている。 平成３０年度は１５，４６１人、令和元年度は１５，３３７人、資料に記載はないが平成２９年度は１５，０１８人で、コロナ以前については、大体１５，０００人ほどが標準的な年間入館者数であった。

教育長 事務局	令和２年度は８，２１４人と大きく落ち込んでおり、これは昭和５９年の開館以来最少の入館者となった。 令和３年度が、２，０００人近く増えて１０，１５６人、令和４年度は１０，２９８人ということで、緩やかながらも、回復傾向が見られるところである。 なお、令和２年度からは入館者カードの記入を廃止しているため、どの地域からお越しか、地域別の入館者数については、カウントができなくなっている。 次に、文化財調査事務所から報告願う。 文化財調査事務所では、史跡長岡宮の朝堂院公園、国登録有形文化財の旧上田家住宅、作成したアプリケーションを用いた活用を実施している。 史跡長岡宮の朝堂院公園では、令和４年度の来訪者は４，３４７名である。 平成２９年頃からの数字を見ると、新型コロナウイルス感染対策期間中、４０％から５０％減の入館者数であった。 これに比べ、朝堂院公園で活用している本市で作成した復元体験アプリケーション「ＡＲ長岡宮」の利用状況を見ると、例年に比べて、ダウンロード数が増えている。 これは、先月の教育委員会で報告した、小学校等によるＧＩＧＡスクール構想において、児童一人１台のタブレット端末に学校単位でダウンロードしていただいたことが功を奏している。 機種別の割合は、下の円グラフに示している。 もう一つのアプリケーション「墳タビ！物集女車塚古墳」においても同様に、コロナ期間中、学校でダウンロードを多く行われたため利用者数は増え、令和４年度では４，５８７人が利用している。 国登録有形文化財旧上田家住宅については、令和４年度の来訪者は７，５１２名と、数多くの方に来訪いただいている。 この７，５１２名と、朝堂院公園の４，３４７名を比較すると、旧上田家住宅の方が非常に多く来ていただいているが、部屋を貸し出し多様な活用に多くの方に使っていただいております、文化財以外ではまち歩きの食事会などの形で使っていただき、非常に好評を博している。 なお、別件になるが、前回の委員会において委員からご指摘を受けた竹林小屋については、５月１２日に市のホームページ上で公開しているので、またご覧いただきたい。 【質疑等】
-----------------------	--

委員	図書館の説明の中にあった、ウェブ図書館とは、どのようなものか。インターネット利用か。
事務局	インターネット等を使った予約図書の受け取りのことである。 事前にインターネット予約の利用を申し込んだ方が、図書館のホームページから図書館のCDや本などを予約され、用意ができたなら図書館から連絡をする。 その後、受け取りに来られるというもので、電子書籍とはまた別のものである。
教育長	事前に予約して、自分の都合で、受け取りに行けるということである。
委員	インターネット予約の状況も、報告資料にあげていただきたい。
事務局	インターネット予約の割合については、まず、インターネットを通さないカウンターでの予約も含めた処理件数の合計が、令和4年度は30,367件であった。 これは過去最高の件数だが、その内、インターネット予約されたものが24,011件あったので、80%近くがインターネット利用ということになる。 インターネット予約がどんどん増えてきている状況である。
教育長	5月8日以降、新型コロナウイルス感染症が感染症法上5類に移行したので、これからまた入館者・利用者が増えるよう、それぞれ取り組んでいただきたい。
教育長	次に、「令和5年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について」報告願う。
事務局	— 令和5年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について — 令和5年5月1日時点の放課後児童クラブ入会児童数が確定したので報告する。 表の一番上の欄が今年度の人数で、左から、第1留守家庭児童会、第2、第3、第4、第5、第6となっており、合計が811人である。 その右の表は民間の施設で、もずめクラブで40人、放課後クラブ251で30人、総計で881人となる。 下の表が令和4年5月1日現在の人数で、市の留守家庭児童会では713人だったものが、今年811人になったので、98人増加している。 民間については、昨年度は放課後クラブ251が不調だったため比較で

	きないが、それを含めても、市と民間の合計で見ると、１０８人の増加という状況になっている。 一番下の表が増減表だが、合計人数で減少が見られたのは５年生だけで、ほかすべての学年において、プラスで人が入ってくる状況になっている。 【質疑等】
委員	第４留守家庭児童会の１９８人というのは、過去最高の人数か。 場所や指導員数など、きちんと確保できている状況か。
事務局	近年では、過去最高の人数である。 第４留守家庭児童会は増築をしているため、場所は確保できている。 指導員の数については、基準はクリアしているが、少し足りない状況である。
委員	夏休みにはこの入会数はさらに増えて、２００人を超えるのか。
事務局	第４留守家庭児童会の入会数は、２００人を超えてくる。
教育長	トータルの増え方が、今までにない増え方になっている。 留守家庭児童会の入会率のデータはあるか。
事務局	入会率は３年前が２２％、去年が２４％、今年度が２７％となっており、児童数も増えているが、入会率がそもそも上がってきている。
教育長	入会児童数の増加がこの程度で止まるかどうかはわからず、むしろ増えていく傾向ではないかというところである。 第６留守家庭児童会はもう今年度増築するが、今後の推移をよく見る必要がある。
委員	留守家庭児童会の入会の仕組みについて確認したい。 現在、希望者は入会できているという話だったが、その家庭に、そもそも入会するための基準があるのかというあたり、説明いただきたい。
事務局	基準は１８歳以上の同居家族全員が週２０時間以上、月に１５日以上就労していることを基本としている。 就労証明書を持参いただき、その条件に該当している家庭の児童は、すべて入会できている。

委員	先ほどの入会率27%というのは、小学生全体での率であり、1年生だけで考えるともっと多いと思うが、そのあたりのデータは出ているか。
事務局	学年ごとの入会率は、令和5年では、1年生が45%、2年生が40%、3年生が34%、4年生が23%、5年生が10%、6年生が5%となっている。
教育長	1年生の入会率は半分近い。 向日市の場合、5年生・6年生の入会も受け入れていることもあって、トータルとしては入会率が上がってきていると思う。 引き続き動向をよく見て、対応していきたい。
教育長	次に、「学校訪問について」報告願う。
事務局	— 学校訪問について — 「令和5年度向日市の教育」を踏まえた教育活動の充実を図ることを目的に、本年度も各学校に対して必要な指導助言を行っていく。 指導の重点及び具体的事項については、資料のとおりである。 実施時期は、令和5年5月中旬から9月下旬までの期間である。 訪問校は、本年度は寺戸中学校ブロックを重点ブロックとして、第3向陽小学校、第4向陽小学校、寺戸中学校で、指導を行う。 重点ブロックの3校は、乙訓教育局の指導主事と、向日市教育委員会指導主事及び人事主事等で訪問する。 実施内容は、学力向上等の指導助言を管理職・教務主任に対して行うことと、授業参観及び指導助言である。 なお、寺戸中学校ブロック以外の、勝山中学校ブロック、西ノ岡中学校ブロックについても、同じ期間の中で、向日市の教育委員会から巡回訪問をし、指導助言を行う。 学校からの提出資料と当日の日程等は、資料のとおりである。 また、詳しくは、別紙の令和5年度向日市教育委員会学校訪問日程をご覧ください。 今年度は5月24日から9月28日までというかなり幅広い期間の中で実施するので、よろしければ教育委員の皆様にも児童生徒と教員の様子を見ていただきたい。 特に7月13日、9月27日、9月28日の重点ブロックについては、午前中の参観の後、ご都合があれば、給食を取りながら、管理職と懇談していただきたいと考えている。 また後程、出欠の確認をさせていただく。

教育長 教育長 事務局	【質疑等】 新型コロナウイルス５類移行の５月８日以降の参観のため、通常のスタイルの中で、児童生徒の様子を見ていただきたいと思っている。 次に、「令和４年度不登校の状況について」報告願う。 — 令和４年度不登校の状況について — 不登校対応については、本市の喫緊の課題であり、前回の教育委員会でも、本年度の教育相談体制について、新規事業も含め報告をしたところである。 まず資料の表１のとおり、令和４年度の不登校数は、小学校は５４名、中学校８３名の計１３７名で、令和３年度と比べると１９名増加している。 不登校数１３７名のうち、新たに不登校になったのは６５名で、令和３年度と比べると、これも小学生は５名、中学校は１２名増加している。 グラフ１は、本市の不登校出現率を、全国・京都府と比較したものである。 令和４年度の出現率は、小学校１．７８％、中学校５．８２％と、全国の動きと同じく、増加傾向である。 特に小学校の出現率については、過去４年間、京都府・全国を上回る数値で高止まりをしている。 グラフ２は、平成３０年度から令和４年度の５年間の、１，０００人当たりの不登校数の変化を示したものである。 小学５年生から６年生の変化を見ると、不登校数が、５年生２２名から６年生２３名と、ほぼ横ばいである。 次に、中学２年生から３年生の変化を見ると、不登校数が５１名から４６名に減少しており、小学校・中学校とも、最高学年になる年は、不登校が改善したり、新たに不登校になる数が少ないことがわかる。 理由としては、不登校の様々な状況の中でも、中学校や高校など、次の進学先にあたって、多くの児童生徒が頑張ろうという気持ちを持ったり、次の学校では頑張りたいという思いになったりすることが考えられる。 だからこそ、その頑張りたい気持ちを持たせ続ける多様な支援の場が必要であり、そうした場につなげていくことが重要であると考えている。 小学６年生から中学１年生の変化を見ると、６年生で２３名いた不登校児童のうち、中学１年生になって継続して不登校だった人数は１９名なので、不登校が解消されたのは、４名となる。 その人数を大きく上回る勢いで、新たに不登校になる生徒が２０名お
----------------------------------	--

り、不登校数が急増している。

いわゆる中1ギャップというものが起こっていることがわかる。

さらに同様の傾向が、中学2年生でも続いている。

令和4年度は、中学1年生と2年生で新たに不登校になった生徒が32名いたが、その生徒らの過去の状況をみたところ、半数以上の19名が、小学校のいずれかの学年で不登校報告に上がっており、学校から気になる児童として報告が上がっていたことがわかった。

表2は縦軸に令和4年度時点の学年を表しており、例えば中2の行を見ると、一つ右にずれると、令和4年度に中2であった生徒が小1だった時の不登校数が書かれており、2名不登校であったことがわかる。

さらに右にずれると、その生徒らが小2のときも、不登校は2名。

小3のときは1名に減り、小4のときは9名、小5のときは14名、小6のときは15名、中1のときは25名、そして令和4年度、中2時点で41名の不登校がいたというように見る。

表中の、①の赤枠部分は、前年度からの増加数が10を超えている箇所である。

これは、中1、中2になるときであり、いわゆる中1ギャップが起こっていることが、この表からもわかる。

中1ギャップを抑えるために、小6時点に限らず、小学校のいずれかの時期に気になる児童として支援を受けていたとしたら、アセスメントや支援の方法を中学校に丁寧に引き継ぐ必要があると、これまでからも、教育委員会としては学校に伝えてきた。

アセスメントシートを活用するなど、しっかりと記録に残し、引き継ぐ方法を工夫するよう、今後も校長会を通して指導して参りたい。

表2の②の赤枠部分を見ると、小学校中学年で不登校が過去最多となっており、不登校の低学年化が考えられる。

発達の特性も視野に入れた専門家を含めたチームにより早期のアセスメントと支援が重要であると考えている。

今後に向けて、まず未然防止の取組については、すべての児童生徒がわかる授業、すべての児童生徒の心の居場所となる学級経営と、「心の相談サポーター」等の効果的な活用を進めていく。

なお、令和4年度の月ごとの心の相談サポーターの対応児童生徒数については、グラフ3のとおりである。

また、小・中学校における児童生徒の状況の細やかな引き継ぎ、交流が進むよう指導していく。

不登校児童生徒への取組としては、1点目、児童生徒の状況に応じて、子どもたちの頑張ろうとするパワーを貯めたり、進路を主体的に考え続けたり、社会的自立につなげる力をつける場として、ひまわり広場やフリースクール等、多様な教育機会の確保を一層進める。

	令和４年度のひまわり広場の開設状況と、フリースクール等の民間施設の活用状況については、表４－１、表４－２のとおりである。 ２点目、不定愁訴、登校渋り等への迅速で組織的な初期対応を行う。 ３点目、向日市教育相談や、新規に立ち上げた不登校実務者会議、京都府スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の教育相談事業や、関係機関との連携による不登校状況への対応を進める。 ４点目、本年度、京都府の新規事業である、不登校児童生徒支援システム構築事業による校内支援センター、いわゆるもう一つの教室の推進に向け、学校を支援する。 以上で不登校の状況について報告を終わる。 なお、資料３枚目は、令和４年度の問題行動の状況についてである。 グラフ１とグラフ３は、問題事象の発見件数の経年比較である。 グラフ１を見ると、小学校の発生件数は増加傾向にあり、令和４年度の特徴としては、７５件の暴力的行為、９１件の不良行為等の増加が著しい点が挙げられる。 暴力的行為の中身は、子ども同士の暴力がほとんどで、ささいなことがきっかけでコミュニケーションがうまくとれずに、暴力に発展した低学年のケースが多い。 不良行為等については、内容は悪質ないたずらが多く、例えばスマホで撮った動画を本人の許可なしに流された、ＬＩＮＥのグループから外されたといった、ＳＮＳ上のトラブルや学級内での悪口や、無視をするなどの、いじめに繋がるような嫌がらせが多く見られた。 中にはささいなこともあるが、すそ野が広がっている点については、今後注意がさらに必要であると考えている。 グラフ３を見ると、中学校の発生件数は、この数年比較的落ち着いている。 ただ、令和４年度は４７件と、不良行為等が増加しており、内容としては小学校と同じく、悪質な嫌がらせが大半である。 小学校からの人間関係が原因であるものもあり、小学校での人間関係が進学に伴ってトラブルが解消したと見てそこで終わらずに、丁寧にその事象を中学校に引き継ぐ必要があると考えている。 グラフ２とグラフ４は、問題行動に関係している児童生徒数の経年変化である。 グラフ２を見ると、小学校では、令和４年度は、低学年と高学年の増加が顕著であった。 その理由としては、低学年は、先ほどの暴力行為に該当する問題行動を繰り返す児童が、複数名いたということと、高学年は、一つの事例に多くの人数が関わる事が挙げられる。 ＳＮＳで言えば、１５名以上が関わるような事例が複数件あったためだ
--	--

	と考えている。 グラフ4の中学校では、関係している生徒数は、学年が上がるにつれ減少する傾向にある。 今後に向けて、未然防止の取り組みと事象への対応については、資料のとおりである。 【質疑等】
委員	不登校になる原因については、どの程度まで聞き取れているか。 なかなか難しいとは思いますが、そうしたデータはあるか。
事務局	原因については、文部科学省の調査でも、「なぜ、そのような状況になったか」という質問項目があるため、本市でも各小中学校について把握しているが、本当に複雑である。 1人の不登校児童生徒の原因が複数にわたっており、多くの項目が挙がっているが、やはり友人関係や、家庭内の問題、中には教師との関係という項目も、正直に上がってきている。 数としては多くないが、やはり様々な理由が原因で不登校になっているということは言えると思われる。
教育長	こうした調査では、いじめはもちろんいじめとして挙げることになっているが、多くはそれ以外の、友人関係や家庭での関係、人間関係等、おそらく複数の原因があると思われる。
事務局	人間関係に加えて、学習についていけないという、学力の問題もある。 それぞれ発達の特性を持っているが、学校が適切な支援を施せてないことも考えられるため、そういう視点は学校も振り返って持ってもらっていると思う。 なお、前回、委員からご質問があった本市の教育相談の内訳について紹介をさせていただくと、来所相談が231件、電話相談が81件であった。 来所相談については、231件のうち、小学校の保護者が183件、中学校が48件。 その小学校の保護者の相談内容も、やはり特性に関わる内容が9割と、非常に多かったという報告を受けている。
教育長	全国の統計数値も後から出てくると思うが、傾向としては、同じように増加している。 教育機会確保法ができたこともあり、登校という結果のみを目的とせず、別に休んでもよいというように法律でも謳われているため、それも一

	部影響している可能性がある。 こうしたフリースクール等の取り組みもあり、いずれも社会的に自立する力をいかにつけていくかということになるので、それは学校に限らず、多様な教育機会ということになっていく。 いずれにしても、様々な手だてを打っていく必要があるということで、2ページにある新規の不登校実務者会議で、さらに突っ込んだアセスメントをした上で支援をしていこうということや、校内フリースクール、校内支援センター、もう一つの教室についても、勝山中学校ブロックで始めていくということで、今年度もさらに取り組みを充実させていきたいと思っている。
委員	問題行動について、SNSでの悪質ないたずらの中で、画像を送ってしまふなどの行動は、とても怖いことだと思っている。 こっそり送ったり、消してしまうこともできるため、発見も難しく、指導も難しいと思う。 この対策として、ネットモラル等の出前授業というものがあるかと思うが、どのぐらいの頻度で実施されているか。 また今後については、どのように考えておられるか。
事務局	ネットモラルの出前事業は、おおよそ1年に1度、業者を呼んだり、あるいは文部科学省から出ている様々な指導教材を使って、管理職も含めて、授業者として、全校で集まったり学年で集まったりして、指導をしている。 それ以外にも、道徳の授業や特別活動、学級活動の時間を使い、様々な視点から情報モラルについて考える取り組みは、年間を通して実施している。
委員	そうした取り組みを、どんどん増やして欲しい時期に来たかなと思っている。
事務局	できるだけ早い時期に実施したい。 こうした事象は発見が難しいが、今回は、これは駄目なことだと気付いた良心的な子どもが教師に報告したことで発覚した。 これはやはり教育が効いており、非常にありがたい、大事なところであるが、一方で、なかなか発覚せずに苦しんでいる子もいるという視点も、忘れずに持っておきたいと思う。
委員	不登校については、やはり未然防止がとても大事だと思うが、かなり状況が複雑化してきている中で、おそらく全国的にも、向日市の場合も、病

	気などの場合は支援学級があったり、サポートする体制はもちろんあると思うが、これまで通りでいいのか。 これまでの基準であれば支援学級の対象にはならないが、普通の学級にいるのは難しいというような児童生徒にも、もう少しきめ細かく対応する必要があると思うが、どのようにこれから対処するのか。 例えば、小学校であれば入学前や、あるいは、入学してからでも、これまでやってきた通りで対応が十分なのか、今どうなってるか、またこれから、何か全国的な対応の予定があるかどうか、あるいは向日市独自に何か考えられてることがあるかなど、教えていただきたい。
事務局	おっしゃるとおり、本市としてもそこが非常に重要だと考えている。 特に小学校1年生も、早い時期で、小中学校に配置されている特別支援コーディネーターが、全児童を見ながら支援が必要か必要でないかをしっかり見立てていくことは大事だと思っている。 第4向陽小学校などの人数が多い学校では厳しいところもあるが、そこは何とか人材を確保しながらやっていかなければいけないところであると考えている。
事務局	支援学級ほどではないが、という子どもの居場所について、週に1回、通級教室で、その子の通常学級での居づらさの部分を補う取り組みがあるが、通級担当者が取り組みをスタートするのは、4月の年度当初からではない。 その間で、とくに小学校で丁寧だが、中学一年生も含めて、小中学校の1年生については通級担当の教員が、授業にいわゆるT2として入りながら、新入生の様子をつぶさに観察をし、その中で気になる児童生徒については、学年の教員とも相談をしながら、通常学級で一斉授業の中で支援していくのか、それとも通級につなげていくのか、というところを、かなり丁寧に見られるようになってきているとは思っている。
教育長	システムとしては、通級指導教室というものが、固定した特別支援学級ではなく、通常の学級に居ながら、その一人一人の児童生徒に応じたプログラムを組んでいる。 対象者数が多いため、基本的には週1回程度しか実施できないが、もっと必要な児童生徒もいるかもしれない。 順次、国の方の定数も改善が進んでいるが、おそらくニーズを賄いきれていないというのが実情かと思っている。 従ってそこをもっときめ細かく、早期にと、先ほど、事務局もそういう考えで説明をいただいていると思う。 しかし、これが国の定数のため、市では補いきれないということがあり、

教育長 事務局	人材も育成しないといけないということがある。 向日市の場合、通級指導教室が全小・中学校にあるため、それは京都府内で見ると進んでいるという状況ではある。 ご指摘の点は、そのとおりである。 今年度、「不登校の実務者会議」や、「もう一つの教室」についても取り組むので、また順次その進捗状況等も報告させていただく。 次に、「令和４年度いじめ調査の概要について」、報告願う。 — 令和４年度いじめ調査の概要について — いじめ調査は令和４年７月に１回目を実施し、８月５日に京都府教育委員会へ報告している。 令和４年１１月に１回目の追跡調査、同時期に２回目調査を実施し、令和５年１月１３日に京都府教育委員会に報告している。 令和５年２月に２回目の追跡調査を実施し、各学校の調査を取りまとめているが、これについては府への報告は求められていないため、報告はしていない。 認知・未解消・解消の件数について、母数は資料の記載どおり、小学校３,０２６人、中学校１,４２５人という人数である。 １回目の追跡調査後の認知件数は、小学校は５９３件、未解消件数が７１件で１２％、解消件数は５２２件で８８％になる。 中学校は７２件、未解消件数が１３件で１８％、解消件数は５９件で８２％になる。 ２回目の追跡調査後の認知件数は、小学校が４９９件、未解消件数が４４件で９％、解消件数は４５５件で９１％になる。 中学校が６１件、未解消件数が９件で１５％、解消件数は５２件で８５％になる。 年間と書いてあるのは、小学校と中学校を合わせた数になる。 小中学校の年間合計で、令和３年度と比較したところでは、認知件数はやや減少している。 １１０件減少、８％の減少となっている。 令和２年度までは減少傾向だったが、令和３年度は増化、令和４年度は減少と、年度によって増減が転換している状況である。 グラフの右側、小学１年生から中学３年生までの学年別認知件数は、概ね、学年が上がるごとに、件数が減っているような状況である。 未解消の状況について、１回目の追跡調査後の未解消件数は、小学校は７１件で、見守りが３９件、要支援が２３件、要指導が９件である。 中学校は未解消件数が１３件、見守りが１１件、要支援が１件、要指導が１件である。
-----------------------	--

2回目の追跡調査後の未解消件数は、小学校が44件、見守りが17件、要支援が5件、要指導が22件である。

中学校は9件で、見守りが0件、要支援が6件、要指導が3件である。

年間を通しての指導になるため、1回目よりも2回目の方が減少する傾向にある。

未解消の見守りというのは、いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないものが、行為が止んでから、3ヶ月経っているものを指す。

目安を3ヶ月として、3ヶ月以上経っているものとしている。

要支援というのは、いじめにかかる行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

要指導というのは、いじめにかかる行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を現在も感じているものになる。

2回目の追跡調査後、小学校で、要指導が22件あがっている。

非常に気になる数字だと思う。

件数を挙げている学校に報告をしてもらったところ、2年生・3年生にその傾向が大きく、一部の児童が複数の子どもに、通りがかりに暴力を振るったり、通りがかりに物を落としたりということが報告されている。

もちろん担任も指導しているが、なかなか、2月、3月までに収まらなかったという報告を受けている。

年度が明けて、学級編制が新しくなり、その児童への焦点的な指導と、子どもとの連携、保護者との連携、そして教員の共有に伴い、現在のところ小学校も中学校も、その子たちのいじめられているという報告はない。

いじめの態様について、小学校では、冷やかしからかいが多い、次に、軽くぶつかる、叩かれる、そして、嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする、の順に多かった。

中学校において最も多いのは、冷やかしからかい、悪口であった。

いじめの態様にある、①から⑧、⑨その他になるが、例えば、小学校で多い冷やかしからかいがどんなものかということ、自分に対する嫌な言葉で、悪口はもちろんだが、「どけ」、「邪魔」、「あっち行け」というような言葉も入っている。

軽くぶつかる、叩かれるについてだが、通りすがりにぶつかったり、前からパンと足を蹴られたりというようなことが、報告されている。

嫌なことや恥ずかしいことについて、この言葉だけ見るとわかりにくい、汚い手でさわられる、ボールをぶつけられる、女子トイレに押し込まれるなどということがある。

【質疑等】

教育長	いじめの調査は、年2回のアンケートと、個別面談で把握しているところである。
委員	そのアンケートは、無記名で行われているのか。
事務局	アンケートについては、すべて記名で行っている。 まず、学級の中で全員にシートを配り、記名の上アンケートに回答する。後日それをもとに、一人一人の面談となる。 休み時間や、図書室で子どもたちが本を読んでいる間などに、個別に子どもたちを呼んだりして、子どもたちのそのシートをもとに、状況について、子どもたちと確認を取っている。
委員	名前を書かないほうが書けるという子もいるかもしれないが、対応としては難しいことは理解した。
事務局	その子その子の状況に応じた指導をしていくため、基本的には記名で実施している。 ただし、いじめられたところを見たことがあるかということについては、誰がいじめられた、誰がされている、ということは書いていないため、各担任が丁寧に聞き取りを行っているところである。
教育長	件数が減って良しとするのではなく、件数が減ると危ないと、認知できていない証拠として受けとめるべしということは、専門家からも言われている。 引き続き、そういう姿勢でお願いしたい。
委員	今後の話になるが、このアンケートは今、紙ベースで実施されていると思うが、どうしてもデジタル化ということで、F o r m s などの形にしていこうという部分が出てくるかもしれないが、紙に書くことで、書いて消してなどの痕跡も大事な情報かと思う。 書き方や、その書いている様子でも、書いて消してとしていたら、やはり何か言いたいことがあるのかなというところで取り込めるのではないかなと思うので、これに関しては今後もできれば紙での実施をお願いしたいと思う。
事務局	委員のおっしゃる点は非常に大事なところで、一部の子どもには、シートに名前を1回書いたけれども、それを消して、なしとする、というようなことも、これまでに散見されている。 そういう部分については担任の方が非常にアンテナを高くして、これ、

	もともと何を書いていたのかなというように、聞き取りをすることで、いろいろな問題がわかることがあるため、紙で実施していくのか、タブレット端末を使用していくのかということについては、現場とも話し、研究を進めながら、話を進めていきたいと思っている。
教育長	委員のおっしゃることが、担当課長の現場の経験と一致するということである。 その点はよくよく踏まえて実施していきたいと思う。
教育長	次に、議案第12号「向日市議会令和5年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」を上程する。 この議案については公開することにより、今後の市議会での審議への影響も考えられるため、教育委員会会議規則第14条に基づき、秘密会にしたいと思うが、賛成の方は挙手願う。 (全員挙手)
教育長	全員挙手により秘密会とする。 (以下秘密会)
教育長	議案第12号「向日市議会令和5年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について」の採決を行う。 (全員挙手)
教育長	議案第12号は承認された。 秘密会を解く。 (以上秘密会)
教育長	閉会宣言

令和5年第7回教育委員会

令和5年5月16日（火）
午前9時00分から
向日市役所 第10会議室

1 開 会

2 会議録の承認について

3 議 案

議案第11号 向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

委員会諸報告

- ・教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について（令和4年4月～令和5年5月）
- ・年間入館者数について（図書館・天文館・文化資料館・文化財調査事務所）
- ・令和5年度向日市放課後児童クラブ入会児童数について
- ・学校訪問について
- ・令和4年度不登校の状況について
- ・令和4年度いじめ調査の概要について

議案第12号 向日市議会令和5年第2回定例会の議決を経るべき案件に対する意見について

- ・令和4年度向日市一般会計補正予算について
- ・令和5年度向日市一般会計補正予算について

4 閉 会

向日市教育委員会議案第 11 号

向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について

向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について、教育長に対する事務委任規則（昭和 31 年教育委員会規則第 4 号）第 2 条第 2 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

令和 5 年 5 月 16 日提出

向日市教育委員会
教育長 永野 憲男

向日市教育委員会規則第 号

向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

[教育部学校教育課]

1 改正の趣旨

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備等及び経過措置に関する条例（令和4年京都府条例第27号）の制定に伴い、向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正するもの

2 改正の内容

第5条に「（定年前再任用短時間勤務職員の週休日等） 条例第31条の規定による定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、校長が職員ごとに定める。」を加える。

第5条を第6条にする。

3 施行期日

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

向日市教育委員会規則第 号

向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則

向日市立学校の教職員の勤務時間等に関する規則（昭和 47 年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正	現 行
<u>（定年前再任用短時間勤務職員の週休日等）</u> <u>第 5 条 条例第 31 条の規定による定年前再任用短時間勤務職員の週休日及び勤務時間の割振りは、校長が職員ごとに定める。</u> （教育長への委任） <u>第 6 条</u> 略	（教育長への委任） <u>第 5 条</u> 略

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

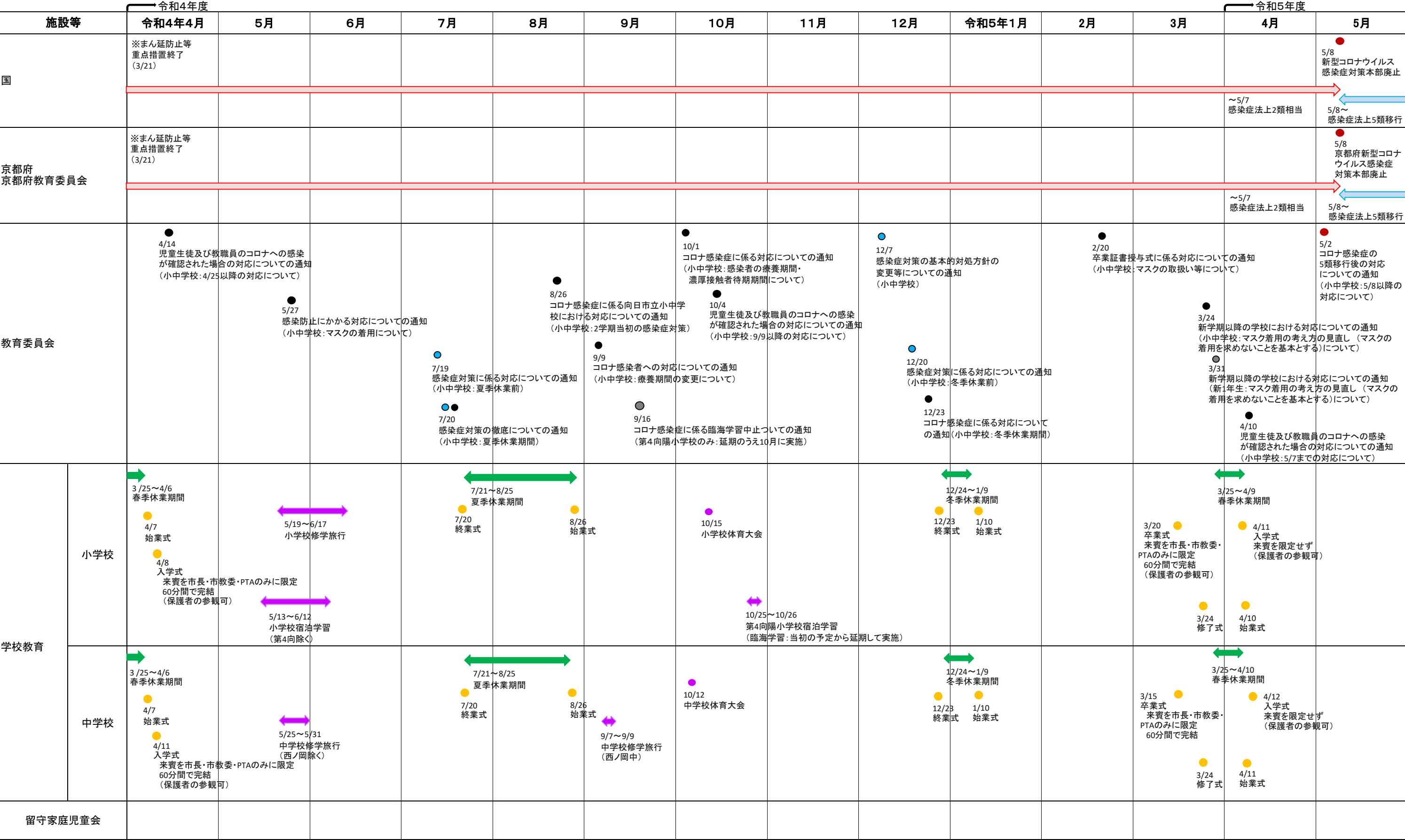
令和４年度 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応について
(令和４年４月～令和５年５月)

令和５年５月１６日
教 育 部

別紙１及び別紙２のとおり報告します。

令和4年度 教育委員会における新型コロナウイルス感染症対応経過について

令和5年5月16日作成



施設等		令和4年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和5年1月	2月	3月	4月	5月
国		※まん延防止等 重点措置終了 (3/21)													5/8 新型コロナウイルス 感染症対策本部廃止
														～5/7 感染症法上2類相当	5/8～ 感染症法上5類移行
京都府 京都府教育委員会		※まん延防止等 重点措置終了 (3/21)													5/8 京都府新型コロナ ウイルス感染症 対策本部廃止
														～5/7 感染症法上2類相当	5/8～ 感染症法上5類移行
向日市		● 4/27 第68回 向日市新型コロナ ウイルス感染症対策本 部会議	● 5/25 第69回		● 7/15 第70回	● 8/4 第71回		● 9/21 第73回					● 3/17 第74回	● 4/28 第75回	● 5/8 向日市新型コロナ ウイルス感染症 対策本部廃止
図書館		● ～5/19 長時間の滞在は不可													
		● 5/20～7/6 身体的距離確保のための対策を実施													
文化資料館		● ～5/7 「図書館における新型コロナウイルス感染拡大 予防ガイドライン」に基づき実施													
天文館		● ～5/7 「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン」 に基づき実施													
地区公民館		● ～5/7 利用人数・活動内容の制限あり													
文化財調査 事務所	史跡長岡宮 跡朝堂院 公園案内所														
	旧上田家住宅														
学校開放	小学校 (グラウンド 、体育館)	● ～5/7 「新しい生活様式に基づく向日市立学校等 体育施設使用ガイドライン」に基づき実施													
	中学校 (体育館)	● ～5/7 「新しい生活様式に基づく向日市立学校等 体育施設使用ガイドライン」に基づき実施													
	向日町 競輪場	● ～5/7 「新しい生活様式に基づく向日市立学校等 体育施設使用ガイドライン」に基づき実施													
市民体育館		● ～5/7 「新しい生活様式に基づく向日市立学校等 体育施設使用ガイドライン」に基づき実施													

		感染症法上 2 類相当 ※まん延防止等重点措置：令和 4 年 3 月 2 2 日解除済	感染症法上 5 類移行
		令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 5 月 7 日	令和 5 年 5 月 8 日～
小中学校	学習活動	一時的に停止していた学習活動について、感染症対策を講じた上で実施する。 ① 音楽：合唱、リコーダー及び鍵盤ハーモニカの演奏 ② 保健体育：児童生徒が組み合う活動 ③ 家庭：調理実習	感染症対策を講じた上で実施する。
	修学旅行・宿泊学習	感染症対策を講じた上で実施する。 ただし、感染状況や、実施日に①・②の措置が講じられている場合は、延期・中止とする。 ① 京都府に緊急事態宣言が発令 ② 行き先の都道府県に事態宣言が発令または行き先の地域にまん延防止等重点措置が適用	感染症対策を講じた上で実施する。
	校外学習	感染症対策を講じた上で実施する。	
	授業参観	感染症対策を講じた上で実施する。	
	部活動	参加者及び活動場所に制限は設けない。	
	その他	緊急連絡メール（ミマモルメ）を活用し、感染者数及び濃厚接触者の特定に関する情報を連絡する。	感染者数及び濃厚接触者の特定に関する情報の連絡は原則終了とする。
留守家庭児童会		感染防止対策を徹底した上で開会する。	感染症対策を講じた上で開会する。
図書館		① ガイドラインに基づいた感染防止対策を徹底した上で開館する。 ② 閲覧席は身体的距離を確保して配置する。 ③ 期間中に実施予定の催しは、定員を半分以上または開催方法を変更して、感染防止対策を徹底した上で開催する。	ガイドラインは廃止。感染対策を講じた上で開館する。
文化資料館		① ガイドラインに基づいた感染防止対策を徹底した上で開館する。 ② 通常より定員を半減し、感染防止対策を徹底した上で開催する。	ガイドラインは廃止。感染症対策を講じた上で開館する。
天文館		(～令和 4 年 5 月 3 1 日) ① プラネタリウムの定員 8 0 名を 2 6 名程度に減らす。 ② 座席を指定することで、人と人との間隔を最低 2 m 以上確保する。	(令和 4 年 6 月 1 日～) プラネタリウムの定員 8 0 名を 4 0 名に減らす。
地区公民館		① 会議室の利用人数は、定員の半分とする。 ② 利用者に対し、激しい運動、合唱や合奏などの活動の自粛と密にならないよう少人数グループによる活動を要請する。	感染症対策を講じた上で開館する。
文化財調査事務所	史跡長岡宮跡 朝堂院公園案内所	感染防止対策を徹底した上で開所する。	感染症対策を講じた上で開所する。
	旧上田家住宅	感染防止対策を徹底した上で開館する。	感染症対策を講じた上で開館する。
学校等体育施設開放	小学校（体育館・グラウンド）	「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底した上で開館する。	ガイドラインは廃止し、感染症対策を講じた上で開放する。
	中学校（体育館）	「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底した上で開館する。	ガイドラインは廃止し、感染症対策を講じた上で開放する。
	向日町競輪場	「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底した上で開館する。	ガイドラインは廃止し、感染症対策を講じた上で開放する。
市民体育館		「新しい生活様式に基づく向日市立学校等体育施設使用ガイドライン」に基づき、感染防止対策を徹底した上で開館する。	ガイドラインは廃止し、感染症対策を講じた上で開放する。

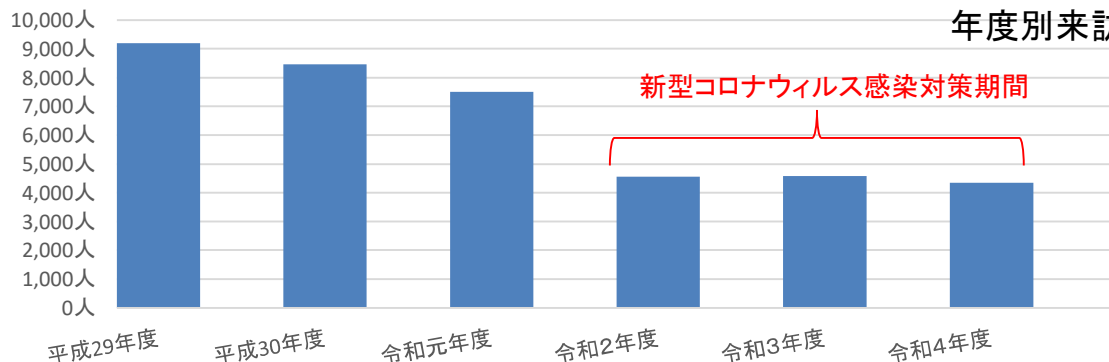
令和4年度文化財活用（入館者数等）

令和5年5月
文化財調査事務所

史跡長岡宮跡(朝堂院公園) 来訪者年度別集計

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成22年6月22日 開園
人 数	9,195人	8,455人	7,506人	4,560人	4,578人	4,347人	令和4年度末 86,325人
開園日数	350日	349日	349日	315日	340日	357日	累計 19.8人 (1日平均)

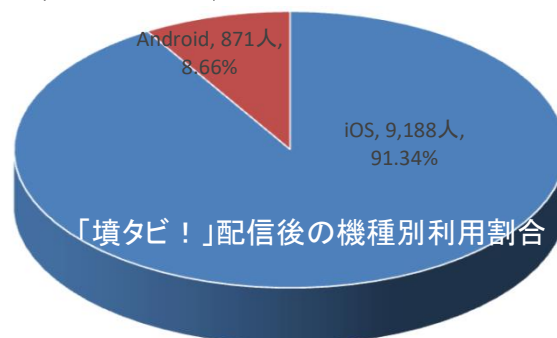
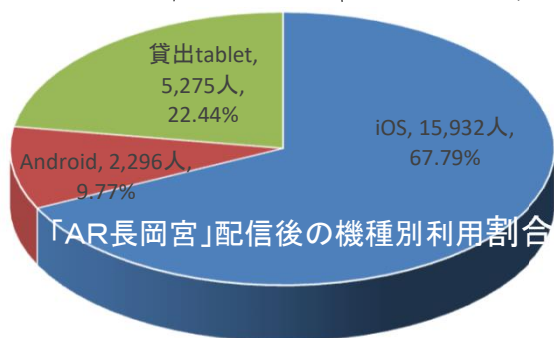
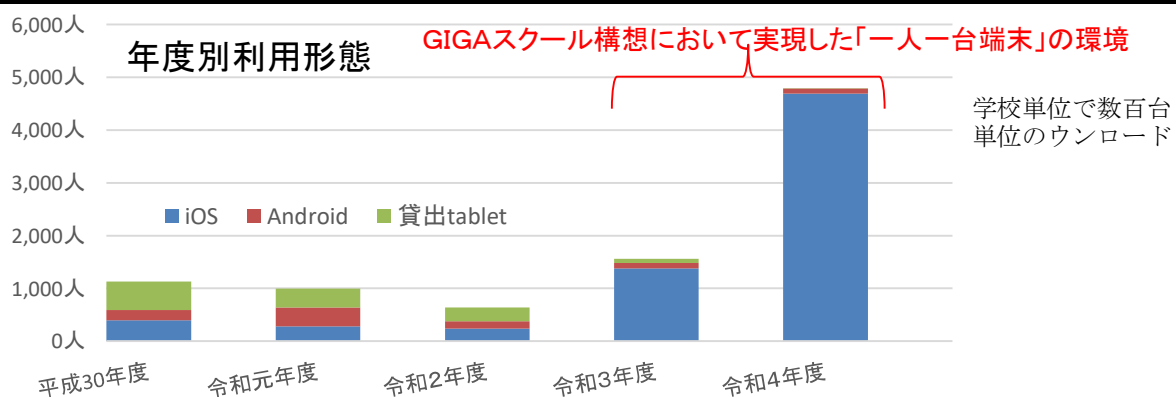
年度別来訪者



復元体感アプリケーション「AR長岡宮」利用者年度別集計

機種/年度	平成29年度以前	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	平成26年3月末 配信
iOS	8,943人	396人	284人	236人	1,380人	4,693人	15,932人
Android	1,411人	193人	353人	143人	102人	94人	2,296人
貸出tablet	4,030人	544人	360人	257人	78人	6人	5,275人
計	14,384人	1,133人	997人	636人	1,560人	4,793人	23,503人

年度別利用形態



GIGAスクール構想において実現した「一人一台端末」の環境

復元体感アプリケーション「墳タビ！物集女車塚古墳」利用者年度別集計

機種/年度	平成29年度以前	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	計	割合
iOS	3,406人	246人	215人	136人	598人	4,587人	9,188人	91.34%
Android	375人	118人	212人	78人	47人	41人	871人	8.66%
計	3,781人	364人	427人	214人	645人	4,628人	10,059人	

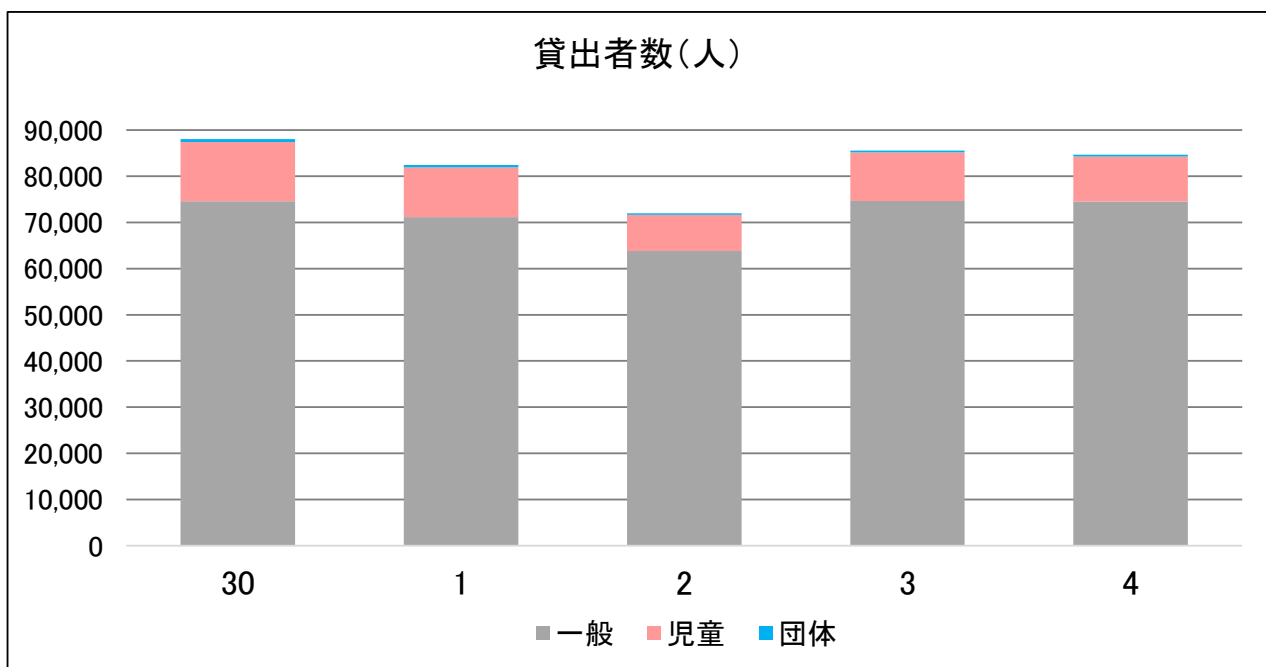
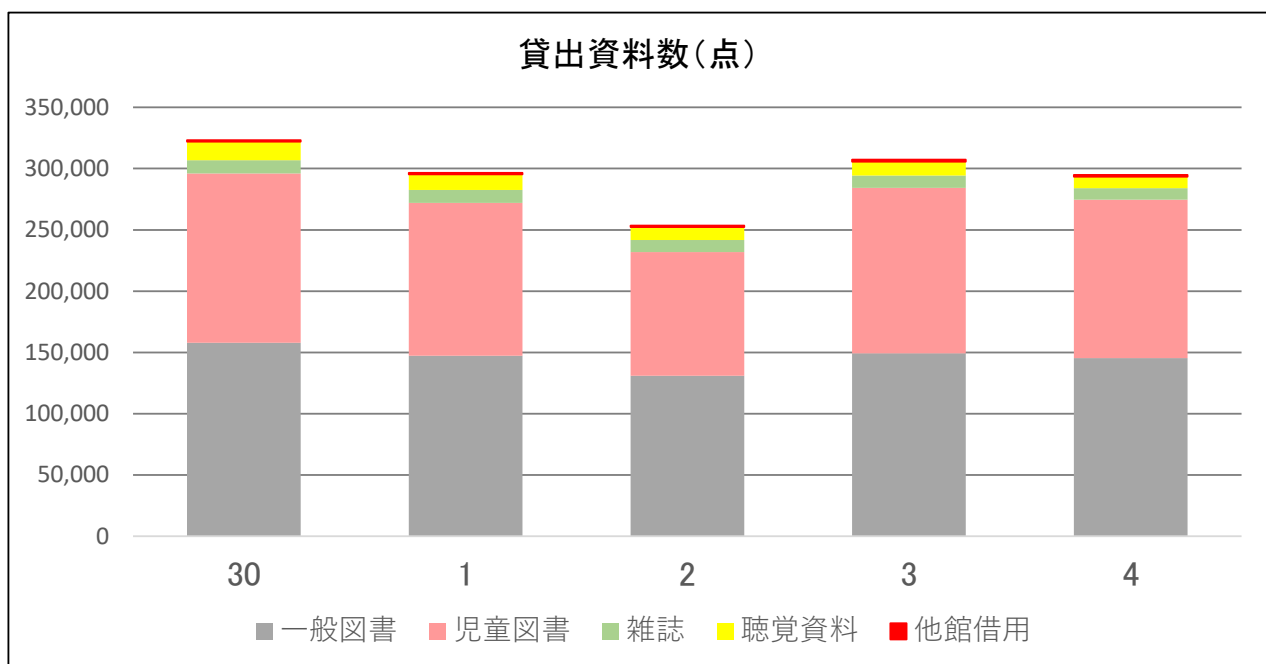
国登録有形文化財旧上田家住宅来訪者年度別集計

来訪者数	令和3年11月23日 開館	令和3年度	令和4年度	計
		1,570人	7,512人	9,082人

向日市立図書館 貸出資料数、貸出者数について（報告）

令和5年5月16日
図 書 館

年度	貸出資料数(冊・点)						貸出者数(人)			
	一般図書	児童図書	雑誌	聴覚資料	他館借用	合計	一般	児童	団体	合計
30	157,955	137,991	10,799	15,150	1,303	323,198	74,564	12,831	637	88,032
1	147,221	124,828	10,603	12,597	1,347	296,596	71,168	10,771	493	82,432
2	130,930	100,842	9,953	10,464	1,397	253,586	63,812	7,832	319	71,963
3	149,156	134,985	10,310	11,194	1,618	307,263	74,662	10,526	358	85,546
4	145,460	129,073	9,391	9,546	1,471	294,941	74,498	9,788	378	84,664

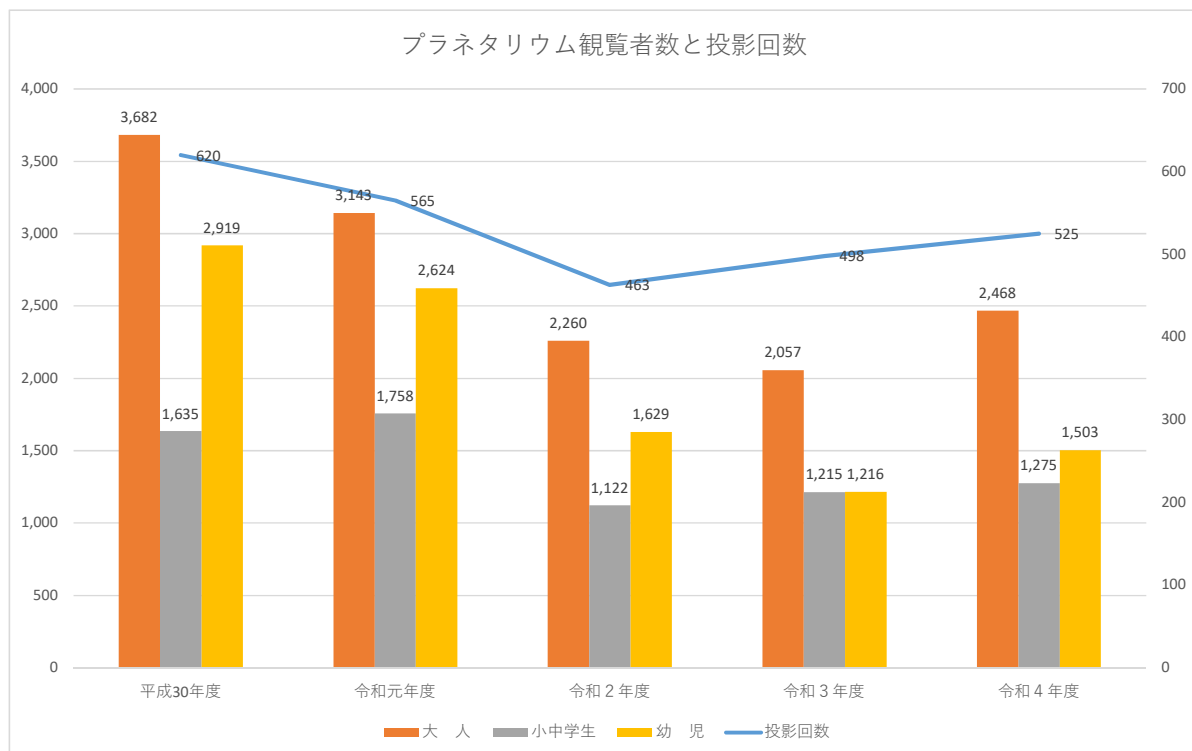


天文館 年間入館者数について（報告）

令和5年5月16日

天 文 館

年度	投 影 回 数 (回)	観 覧 者 数 (人)			合 計 (人)	ロビーのみ 入館者 (人)
		大 人	小 学 中 生	幼 児		
30	620	3,682	1,635	2,919	8,236	2,312
1	565	3,143	1,758	2,624	8,090	2,026
2	463	2,260	1,122	1,629	5,011	1,434
3	498	2,057	1,215	1,216	4,488	1,561
4	525	2,468	1,275	1,503	5,246	2,067



<その他 観覧者数>

年度	スターウォッチング他		特別企画 (七夕・クリスマス コンサート他)		特別観望会 お月見企画他		その他 (天文講座)		定例観望会 (第2土曜日)		合計 (人)
	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	(回)	(人)	
30	1	222	3	230	4	230	14	522	12	425	1,629
1	0	0	7	329	1	24	15	15	10	354	722
2	0	0	7	145	3	98	13	13	9	175	431
3	0	0	5	170	5	51	19	285	9	163	669
4	0	0	10	214	4	83	15	194	12	205	696

向日市文化資料館 入館者数について（報告）

令和5年5月16日

文化資料館

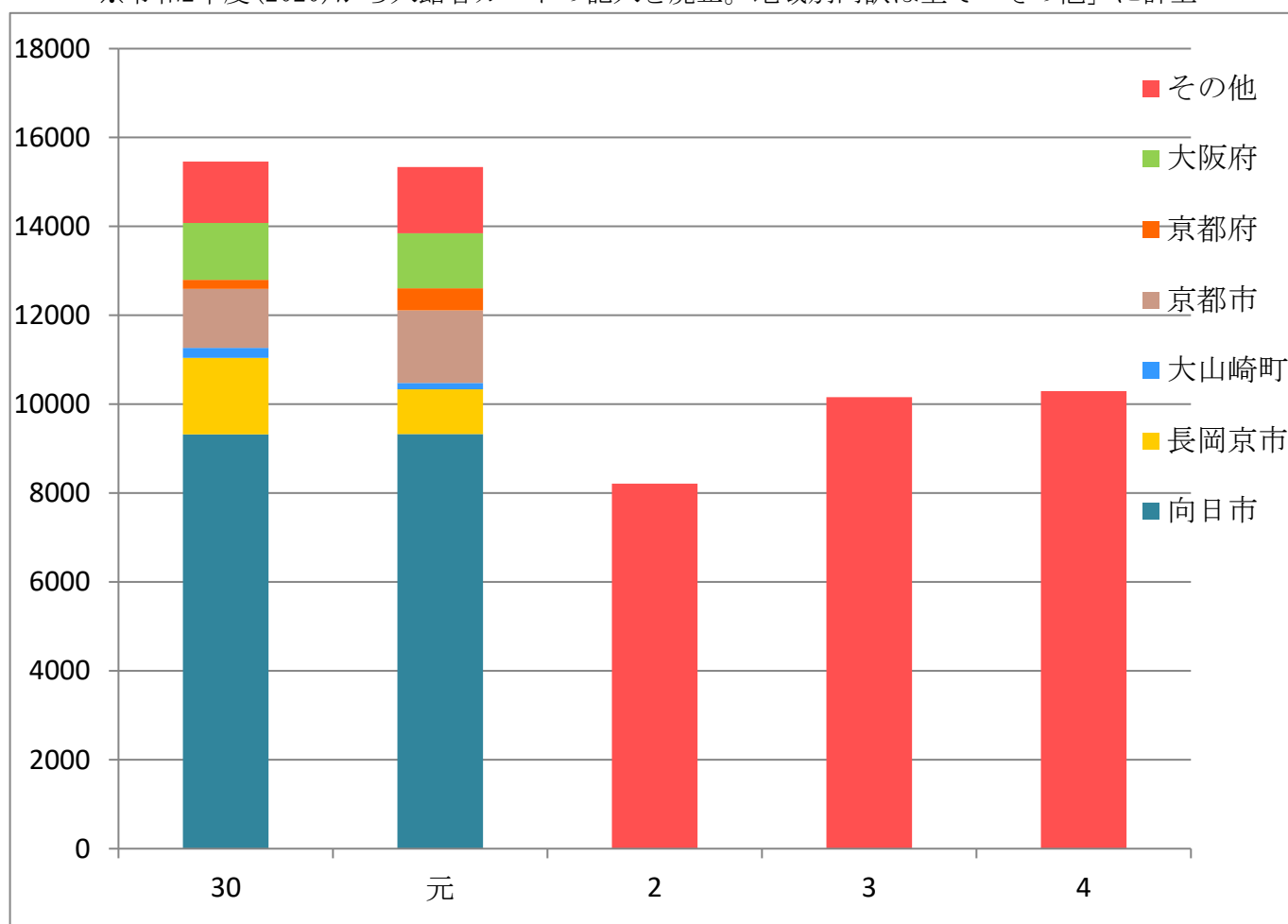
向日市文化資料館 年度別・地域別入館者数

年度	向日市	長岡京市	大山崎町	京都市	京都府	大阪府	その他	合計	開館日数	1日平均
30	9,324	1,717	229	1,323	203	1,285	1,380	15,461	295	52
元	9,329	1,010	142	1,633	496	1,239	1,488	15,337	296	52
2	-	-	-	-	-	-	8,214	8,214	265	31
3	-	-	-	-	-	-	10,156	10,156	282	36
4	-	-	-	-	-	-	10,298	10,298	295	35
合計	18,653	2,727	371	2,956	699	2,524	31,536	59,466	1,433	41

※令和2年度(2020)は、4/10～5/18臨時休館

※令和3年度(2021)は、4/25～5/11臨時休館

※令和2年度(2020)から入館者カードの記入を廃止。地域別内訳は全て「その他」に計上



※令和2年度(2020)は、4/10～5/18臨時休館

※令和3年度(2021)は、4/25～5/11臨時休館

令和5年度 留守家庭児童会及び民間放課後児童クラブ入会児童数について(5月1日現在)

令和5年5月16日
生涯学習課

(留守家庭児童会)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	合計
合計	166	131	97	198	154	65	811
1年生	44	47	26	58	42	27	244
2年生	47	29	31	54	34	15	210
3年生	31	31	18	49	31	13	173
4年生	26	10	14	30	24	10	114
5年生	14	6	5	4	17	0	46
6年生	4	8	3	3	6	0	24

(民間)

もずめ クラブ	放課後クラブ 251	総計
40	30	881
6	13	263
17	12	239
8	1	182
9	1	124
0	3	49
0	0	24

【参考】令和4年度入会児童数(令和4年5月1日現在)

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	合計
合計	140	108	91	175	134	65	713
1年生	44	27	33	54	34	17	209
2年生	34	36	20	56	36	18	200
3年生	28	14	21	37	32	19	151
4年生	24	11	12	14	18	7	86
5年生	9	11	5	12	11	3	51
6年生	1	9	0	2	3	1	16

もずめ クラブ	放課後クラブ 251	総計
39	21	773
18	11	227
8	4	208
13	3	164
0	3	86
0	0	51
0	0	16

【参考】増減比較

	第1	第2	第3	第4	第5	第6	合計
合計	26	23	6	23	20	0	98
1年生	0	20	△ 7	4	8	10	35
2年生	13	△ 7	11	△ 2	△ 2	△ 3	10
3年生	3	17	△ 3	12	△ 1	△ 6	22
4年生	2	△ 1	2	16	6	3	28
5年生	5	△ 5	0	△ 8	6	△ 3	△ 5
6年生	3	△ 1	3	1	3	△ 1	8

もずめ クラブ	放課後クラブ 251	総計
1	9	108
△ 12	2	23
9	8	19
△ 5	△ 2	17
9	△ 2	37
0	3	-5
0	0	8

学校訪問について

令和5年5月16日
学校教育課

1 目的

「令和5年度向日市の教育」（向日市教育委員会）を踏まえた教育活動の充実を図るため、各学校に対して必要な指導助言を行う。

2 重点

- (1) 学習指導要領の確実な実施及び令和5年度の「学校経営計画」や「学力向上プログラム」に基づいた、児童生徒の学力向上
- (2) 教職員の資質能力の向上
- (3) 校種間や家庭・地域社会、関係機関等との連携・協働
- (4) いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応等、生徒指導の充実

3 重点の具体的事項

- (1) 学力向上プログラムを具体化する方策と検証方法
 - ア 指導方法の工夫・改善等の視点を明確にした組織的な授業改善による学力の向上
 - イ 児童生徒の学力分析（各種テスト等の結果分析、活用状況）と目標値の設定
 - ウ 基本的な生活習慣・学習習慣の確立を目指した家庭との連携
- (2) 教職員の資質能力の向上
 - ア 若手教員等の授業力の向上
 - イ 各校の研究課題や教職員の実態等を踏まえた校内研修の充実
- (3) 校種間や家庭・地域社会、関係諸機関等との連携
 - ア 小連携や小中連携等による授業研究会等の充実
 - イ 地域諸団体との連携による特色ある学校づくり
 - ウ 保幼小連携の充実と幼児期の教育を踏まえた計画的・継続的な指導
- (4) いじめや不登校の未然防止・早期発見・早期対応等、生徒指導の充実
 - ア いじめの根絶に向けた組織的な取組
 - イ 不登校児童生徒の実態の把握と未然防止に向けた組織的な取組、中期的不登校児童生徒への支援の充実

4 実施時期と内容

- (1) 時期
令和5年5月中旬～9月下旬 訪問時間は午前8時30分から午後3時頃までとする。
- (2) 訪問校
寺戸中学校ブロック（第3向陽小学校、第4向陽小学校、寺戸中学校）
- (3) 訪問者
乙訓教育局指導主事、向日市教育委員会指導主事及び人事主事等が訪問する。
- (4) 内容
 - ア 学力向上や校種間連携、生徒指導等の状況についての聴取及び指導助言（校長、教頭、教務主任）
 - イ 授業参観及び指導助言

- ・授業参観は全ての学級・教員を対象とする。
- ・週学習指導計画案に基づく授業を参観する。
- ・授業に対する講評は後日書面にて管理職等に伝える。
 ※教職経験5年目までの若手教員（講師は除く）は、可能な範囲で直接懇談する。
 （対象者については、校長と事前調整）
- ・授業参観では、以下の【授業力の向上の視点】及び【各校の研究テーマ】に沿って指導助言を行う。

【授業力の向上の視点】

- ① 児童生徒が学習の目的意識をもっている。
- ② 児童生徒がどのように学ぶかなど見通しをもっている。
- ③ 児童生徒が課題解決に向けた効果的・意図的な対話（教員、友達、過去の自分やこれまでの学び等）をしている。
- ④ 児童生徒が自分の学びを振り返ったり、次につなげようとしていたりしている。

【各校の研究テーマ】◇各校の研究テーマは、事前訪問において聞き取りを行います。

5 提出資料

(1) 事前提出資料

資料	提出期限
●当日の日程 ●校舎配置図 ●学習指導案（略案） ●学校要覧	①訪問7日前までに学習指導案（日程含む）を向日市教育委員会に <u>3部提出</u> ②訪問3日前までに学習指導案の完成版（日程及び校舎配置図含む）を向日市教育委員会に <u>11部提出</u>

(2) 当日配付資料、提示資料

- ア 当日の日程、校舎配置図、学習指導案（参観者数分《指導係分8人分を除く》）
 イ 週学習指導計画案（当日、原本を提示）

6 当日の日程（例）

朝読書等	1校時～4校時	昼休み	5校時
参観	授業参観	※若手授業者への指導助言	※校長・教頭等 ヒアリング・懇談

※ 若手授業者への指導助言については、小学校については中間休みに実施することも可能

令和4年度不登校の状況について

1 概要

- 令和4年度の不登校児童生徒数は小学校 54 名（出現率 1.78%）中学校 83 名（出現率 5.82%）であり、出現率は昨年度と比べ小学校では 0.21 ポイント増加、中学校では 0.91 ポイント増加している。（表1）（グラフ1）
- 不登校児童生徒 137 名のうち新規は 65 名（小学校 28、中学校 37 名）である。昨年度の新規不登校児童生徒と比べ、小学校が 5 名増加、中学校が 17 名増加であった。（表1）

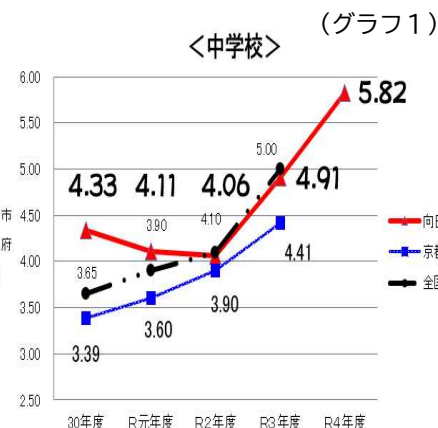
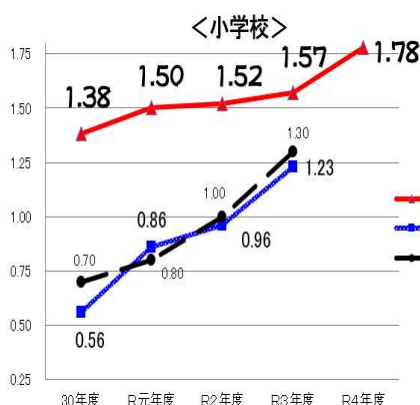
不登校児童生徒数の変化

（表1）

年度	小学校計	中学校計	総合計
30	42(26)	64(26)	106(52)
R1	45(24)	61(23)	106(47)
R2	45(21)	60(20)	105(41)
R3	47(23)	71(25)	118(48)
R4	54(28)	83(37)	137(65)

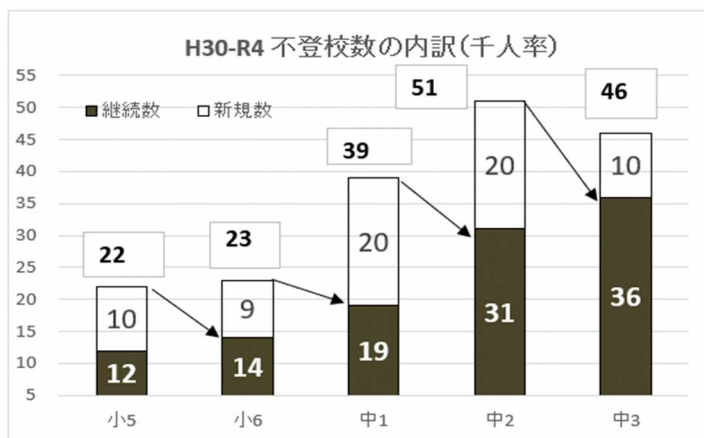
（ ）内は新規不登校児童生徒

不登校出現率の変化



不登校数の内訳(千人率)と不登校児童生徒数の

（グラフ2）



＜中1・2年生での新規不登校の増加＞

小6と中3の最高学年になる年には不登校が改善される数が増えるが、中学1年生や2年生でそれまで不登校（不登校傾向）であった生徒が、新規不登校になるケースがある。

例えば、令和4年の中学1・2年生で新規不登校となった32名のうち、過去をさかのぼると19名は小学校のいずれかの学年で不登校報告に挙がっている生徒であった。

令和4年度不登校児童生徒数変化

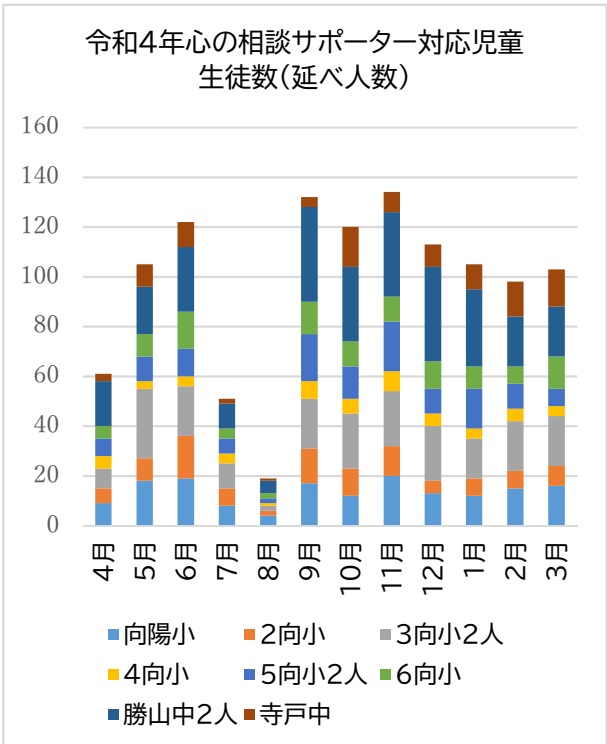
（表2）

R4年度	小1時	小2時	小3時	小4時	小5時	小6時	中1時	中2時	中3時
高2	3	2	5	8	8	10	17	23	21
高1	0	2	3	2	9	12	18	24	25
中3	4	2	4	5	9	11	15	21	22
中2	2	2	1	9	14	15	25	41	
中1	2	1	4	4	9	10	20		
小6	2	5	7	10	13	16			
小5	3	5	6	8	11		①		
小4	4	5	7	11					
小3	0	5	②9						
小2	4	5							
小1	2								

②小学校中学年での不登校が最多→発達の特徴も視野に入れた、チームとしての早期のアセスメントと早期の支援

①小学校6年生から中学1年生、2年生で不登校生徒数は10人以上増加しており、中1での不登校増加傾向が強くなっている。
→小学校でどのようなアセスメントに基づき支援を行っていたか、中学校にもつなげる（アセスメントシートの活用）

心の相談サポーター利用状況（グラフ3）



※西ノ岡中学校については、府教委の心の居場所サポーターが対応(1学期 50人、2学期 96人、3学期 70件)

不登校生徒進路について

高等学校進学率（定時・通信制含む）（表3）

年度	不登校生徒	市全体
令和4年度	97%	99.8%
令和3年度	97%	99.6%
令和2年度	100%	100%
令和元年度	75%	99.6%
平成30年度	96%	99.8%

令和4年度フリースクール等の民間施設活用状況（表4-1）

No	施設名	活用人数
1	ヴィキッズ	7名
2	京都つくば開成高等学校 不登校相談支援センターなごみの教室	1名
3	育ちとつながりの家 ちとせ	2名

近年のひまわり教室の開設状況(表4-2)

	H30	R1	R2	R3	R4
日時	週3回（水・木・金） 9時30分から正午まで	7月から週5回（月～金） 9時30分から正午まで	週5回（月～金） 9時30分から正午まで	週5回（月～金） 9時30分から正午まで	週5回（月～金） 9時30分から正午まで
場所	向日市天文館				向日市天文館
実施日数	125日	180日	190日	204日	205日
通室児童生徒数	児童	児童	児童	児童	児童
	生徒	生徒	生徒	生徒	生徒
	8名	8名	8名	8名	9名
	9名	7名	10名	14名	15名
指導員	院生7名	院生10名			院生10名

2 今後に向けて

◆未然防止の取組

- ①すべての児童生徒が達成感をもつことができる授業、すべての児童生徒の心の居場所となる学級経営
- 各校に配置、派遣されている SC や SSW を活用した、児童生徒の気になる行動や様子を早期に気付くことができる教職員の育成や研修を充実させる。
- ②「心の相談サポーター」等の効果的な活用(グラフ3)
- 別室や教室において、対象児童生徒の心理的側面での支援を、担任だけでなく、複数人できめ細かに実施する。
- ③小中における児童生徒の状況の細かな引継ぎ(表2)(グラフ2)
- 小学校での不登校の様子や支援の状況について6年時の状況だけでなく、低学年時の登校状況や支援内容についても、アセスメントシート等を活用し情報交流するなど、9年間を見通した引き継ぎを充実させ、中1ギャップの予防に努める。

◆不登校児童生徒への取組

- ④児童生徒の一人一人の状況に応じて「ひまわり広場」やフリースクールなど多様な教育機会の確保(表4)
- 登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す。
 - 中学校卒業後の希望進路の実現に向けた支援を学校全体で取り組み、ひきこもりの未然防止に努める（京都府早期支援特別班の活用）。
- ⑤不定愁訴、登校渋り等への迅速で組織的な初期対応
- 登校渋りが疑われる場合、直ちに不登校対策チームの立ち上げ、組織的な対応を行う。
 - 不登校児童生徒への個に応じた支援及びアセスメントにもとづいたチーム支援を実施
- ⑥教育相談事業（市教育相談、新規不登校実務者会議、府スクールカウンセラーやまなび生活アドバイザー等）や関係機関との連携による中・長期的な不登校状況への対応
- ⑦令和5年度より指定を受けた府教委「不登校児童生徒支援システム構築事業」における「校内支援センター」の推進

令和4年度 問題行動の状況について

<特徴>

発生係数：小学校は189件で、昨年度と比べ72件増加し、中学校は91件で、昨年度と比べほぼ横ばいである。

傾向： 暴力的行為については、小学校は年々増加しており、令和4年は昨年度と比べると約1.5倍と大きく増加した。関係している児童は、特に1、2年生の低学年が多く、コミュニケーションがうまく取れずに暴力に発展したケースが多かった。中学生は、コロナ禍の令和元年、令和2年は一度減少したものの再び増加に転じたが、昨年度と比べるとほぼ変化はなかった。関係している生徒は、学年があがるにつれ、減少する傾向がある。

次に、不良行為等に係る事象については、特に悪質ないたずらについて、小学校は昨年度と比べると約1.8倍と大きく増加した。関係している児童は、特に5、6年生の高学年が多く、SNS上でのトラブルや学級内のいやがらせが多く、一つの事例に大人数が関わるケースがあった。中学生は、同じく悪質ないたずらについて、1、2年生が多く、SNS上でのトラブルや学級内でのいやがらせが多く、小学校からの人間関係のこじれが発展したケースもあった。

<今後に向けて>

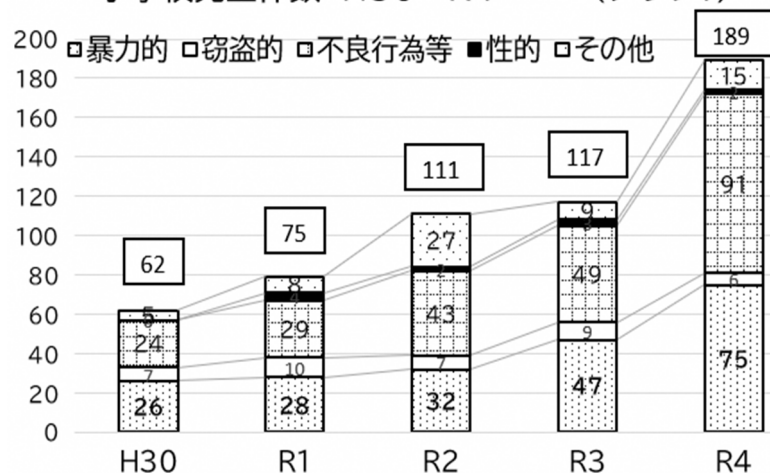
◇未然防止の取組

- ・規範意識をはぐくむ指導：学校・社会のきまり（ルール）を発達段階に応じ継続的に指導
→非行防止教室、ネットモラル等の出前授業などの計画的な実施（夏季休業前に）
→地域・保護者との連携による社会総がかりで取り組む教育
- ・組織的な指導の充実：教員一人一人が些細なからかい行為を見逃さない意識を持ち、報告、連絡、相談を心がけ、組織的な対応を図る。
- ・個に応じた指導の充実：問題行動の背景を専門家の立場も踏まえアセスメントし、一人一人に応じた指導の充実を図る。
- ・コミュニケーション不足の解消：自己有用感の向上と他者理解への取組
→異学年交流、互いの良さを認め合える学級経営、わかる授業、道徳・人権教育

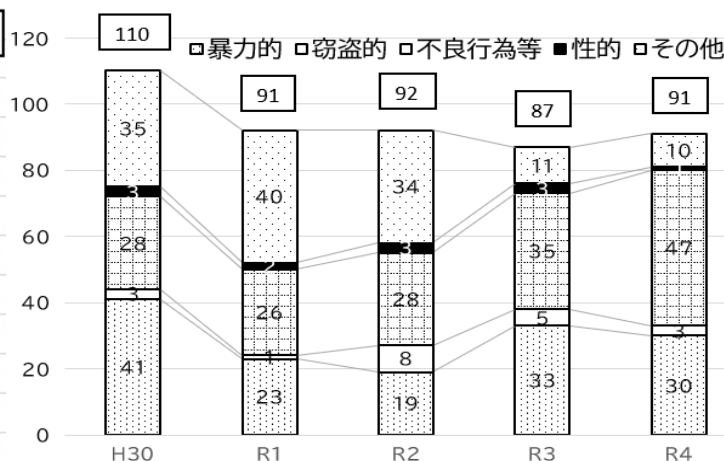
◇事象への対応

- ・問題事象を繰り返す児童生徒への対応：教育相談事業の活用や関係機関との連携の一層の充実

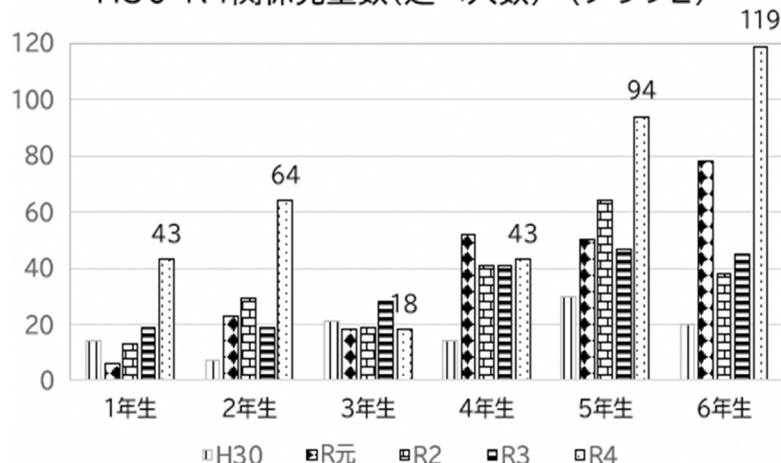
小学校発生件数 H30-R4 (グラフ1)



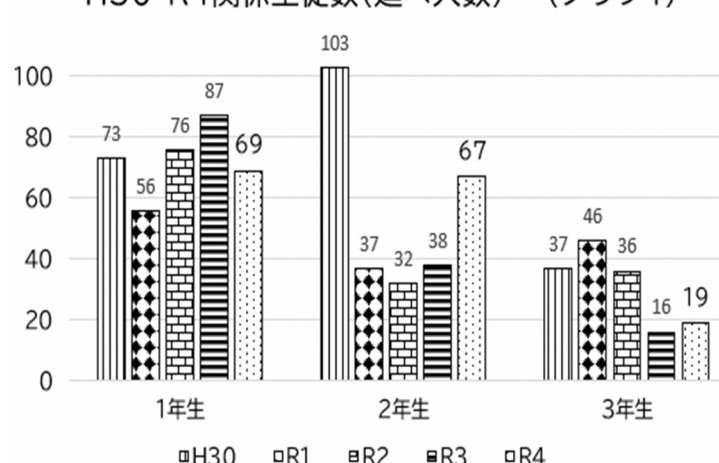
中学校発生件数 H30-R4 (グラフ3)



H30-R4関係児童数(延べ人数) (グラフ2)



H30-R4関係生徒数(延べ人数) (グラフ4)



令和4年度 いじめ調査の概要について

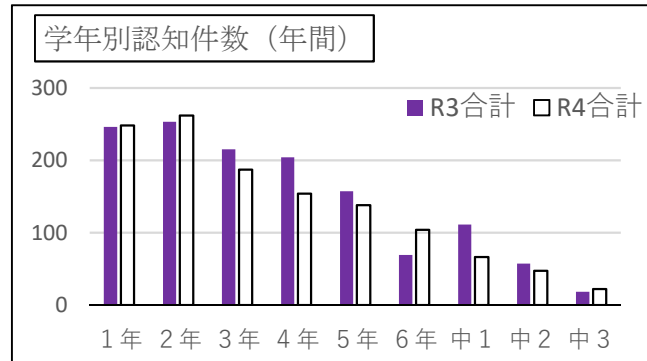
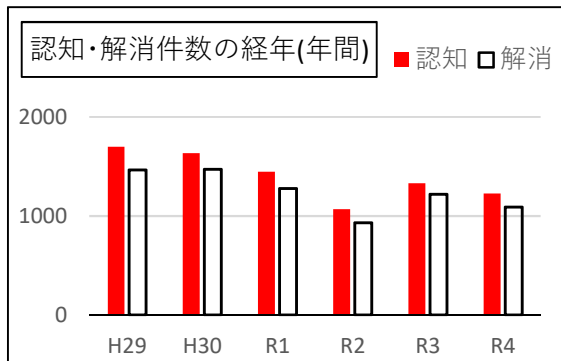
<第1回調査(7月)⇒追跡(11月)⇒第2回調査(11月)⇒追跡(2月)>

令和5年5月16日
学校教育課指導係

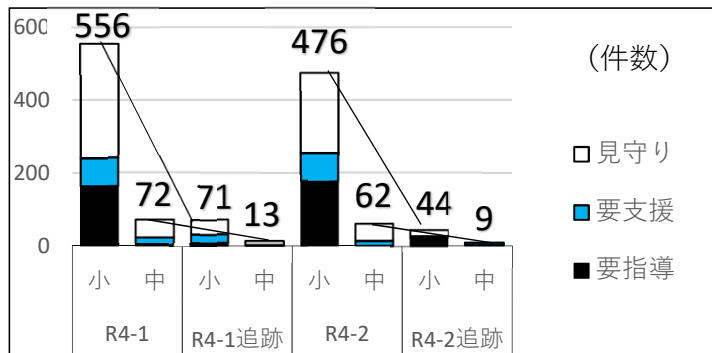
1 認知、未解消、解消の件数

小学校:人 3,026 中学校:人 1,425

	第1回調査(追跡後)				第2回調査(追跡後)				年間	
	小学校		中学校		小学校		中学校		合計	
	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4	R3	R4
認知件数	583	593	91	72	559	499	95	61	1328	1225
未解消件数	52	71	8	13	41	44	9	9	110	137
解消	531	522	83	59	518	455	86	52	1218	1088



2 未解消の状況



	1回目追跡後		2回目追跡後	
	小学校	中学校	小学校	中学校
認知	593	72	499	61
未解消	71	13	44	9
(要指導)	9	1	22	3
(要支援)	23	1	5	6
(見守り)	39	11	17	0
解消	522	59	455	52

3 いじめの態様

	小学校		中学校	
	R3	R4	R3	R4
① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	670	564	91	86
② 仲間はずれ、集団による無視をされる。	227	189	22	23
③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。	289	272	36	32
④ ひどくぶつかられたりたたかれたり、蹴られたりする。	189	159	12	8
⑤ 金品をたかられる。	31	23	5	1
⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	64	75	4	1
⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	208	256	23	12
⑧ パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	39	30	9	12
⑨ その他	1	7	4	0

